

産 総 第 176号  
平成15年 7月24日

宮城県産業振興審議会会長 殿

宮城県知事 浅 野 史 郎

みやぎ海とさかなの県民条例に基づく基本計画について（諮問）

このことについて、みやぎ海とさかなの県民条例（平成15年宮城県条例第48号）第7条第4項の規定に基づき審議機関での検討が必要ですので、産業振興審議会条例（平成12年宮城県条例第109号）第1条第1項の規定により、下記のとおり諮問します。

#### 記

#### 1 諮問事項

みやぎ海とさかなの県民条例第7条第1項の規定に基づく基本計画（以下「基本計画」という。）を県が策定するに当たって、基本計画に定める事項に関して検討をいただくとともに、基本計画案について答申していただくよう求めるもの

#### 2 諮問期間

平成15年7月24日から平成16年1月31日までの期間

#### 3 基本計画に定める事項

- （1）水産業の振興に関する中長期的な目標
- （2）水産業の振興に関する基本的な方針及び計画的に講ずべき施策
- （3）その他水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項